

基山町あらゆる差別の撤廃と 人権擁護に関する条例

平成 10 年 3 月 26 日
条例第 1 号

改正 平成 13 年 12 月 28 日条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、町民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、人権尊重を基調とする明るく住みよい町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。

(町民の責務)

第 3 条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 町は、基本的人権を擁護し、明るく住みよい社会を形成するために行政のあらゆる分野で必要な施策の推進に努めるものとする。

(啓発活動)

第 5 条 町は、人権意識の高揚を図るため、関係団体等との密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

一部改正〔平成 13 年条例 34 号〕

(推進体制)

第 6 条 町は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 12 月 28 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。